

輸 出 状 況

主な仕向地への輸出品目

仕向地	主 な 品 目	(金額単位:億円)
アメリカ 2,633	建設機械・鉱山機械 790 その他の電子部品・デバイス・電子回路 342 自動車部分品・附属品 212 発電機・電動機・その他の回転電気機械 167 電子回路基盤 96 顕微鏡・望遠鏡等 90 金属工作機械 86 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品 77 印刷装置 74 航空機用原動機 72	

(出典) 令和4年輸出生産実態調査(長野県)

■ 製造業の輸出額は 1兆1,934億円

工業生産額 7.1兆円の16.7%

(出典) 2023年経済構造実態調査

うち米国向けは 2,633億円

全体の22.1% (国・地域別第1位)

■ 農畜産物の輸出額は24.8億 うち米国向けは1.3億 全体の5.3% (国・地域別第3位)

(出典) 県(農政部) 令和5年産推計値

製造業の海外進出状況

■ 海外事業所総数 1,148事業所 うち米国内 109事業所
全体の9.5% (国・地域別第3位)

■ 米国内は、製造拠点 43事業所 販売拠点 59事業所

長野県の取組

■ 相談窓口の設置 【4月7日】

① 経営・金融支援

産業労働部経営・創業支援課、地域振興局商工観光課

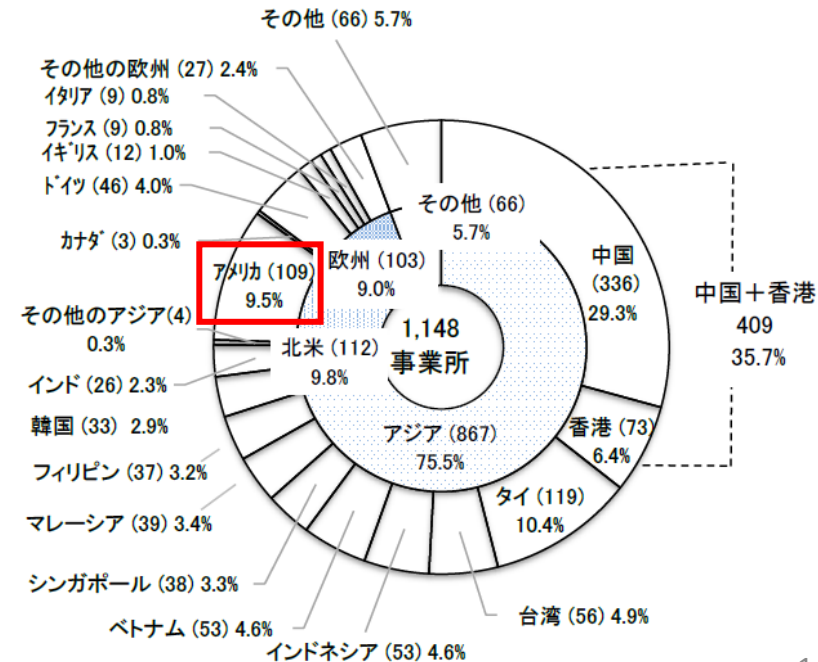
② 農畜産物の輸出支援

農政部農産物マーケティング室

③ 加工食品の輸出支援

営業局

■ 米国関税に係る長野県連絡協議会の開催 【4月11日】



(出典) 令和5年長野県関係製造業企業の海外進出状況調査

予想される主な影響

米国が関税措置を発動

- ・日本 24%
(基本10% + 国別14%)
〔基本関税 4月5日
国別関税 4月9日 (90日間の停止)〕
- ・自動車、鉄鋼、アルミ製品
追加関税 25%

直接

輸出企業の販売減少・生産調整・価格調整

- ・自動車用部品（基幹部品）・電子部品・電気機械・航空機部品
- ・建設・鉱山用機械、金属・プラスチック加工機械、その他生産用機械
- ・食品（日本酒、味噌など）、農畜産物（米、牛肉など）等

下請企業の受注減・価格転嫁の抑制

- ・自動車部品（一次、二次、三次）
- ・生産用機械の部品
- ・工作機械の部品 等

生産能力の増強を目的とした 設備投資意欲の低下

設備投資関連の産業にも影響

- ・建設・建築業
- ・建設資材製造・販売業
- ・機械設備・部品製造業
- ・機械設備卸売業

新卒の採用控え、雇用調整
に発展する可能性がある

賃金の抑制・低下や、消費
の低迷による小売・サービス
業に影響する可能性がある

米トランプ政権による一連の関税措置

- **国際緊急経済権限法**：米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に対し大統領権限を行使する。
- **1962年通商拡大法232条**：ある製品の輸入が米国の安全保障を損なう恐れがあると商務省が判断した場合に、当該輸入を是正するための措置を取る権限を大統領に付与。

根拠法	対象品目	発動日	関税率など
国際緊急経済権限法 (IEEPA)	国・地域問わず全品目	4月5日	国・地域問わず実質的に全品目に対し、既存の関税率に10%を上乗せ。
		4月9日	57カ国・地域に対し、上乗せ率を個別に設定した相互関税率へ引き上げ（日本は24%）。
1962年通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	アルミ製品の追加関税率を10%から25%へ引き上げ。
			適用除外を撤廃。
			対象品目を追加。
		4月4日	アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加（缶ビールはアルミ缶の価格のみに関税を課す）。
	自動車	4月3日	既存の関税率に25%を上乗せ。
	自動車部品	5月3日	既存の関税率に25%を上乗せ。

（注）上記の232条に基づき追加関税の対象となっている、鉄鋼・アルミ製品、自動車・同部品は、IEEPAに基づく関税措置の適用対象外。

（出所）ジェトロ地域分析レポート（24年12月10日）、ジェトロビジネス短信（25年3月17日・4月3日・4月7日付記事）

米国の自動車関税発効等を受けた 短期の支援策

2025年4月3日

経済産業省

自動車等に対する米国の追加関税措置への対応（短期）

①相談窓口の設置

- 各地の経済産業局、政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）。

②資金繰り・資金調達支援

- 関税影響を受けた中小企業のセーフティネット貸付の利用要件の緩和。
- 官民金融機関に対し影響を受ける中小企業の相談に丁寧に応じるよう要請。
- NEXIを通じた海外子会社への融資に対する保険の付与。
- 関税措置に起因した損失を、NEXI輸出保険のカバー対象に。

③中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化

- 地域の中堅・中小自動車部品サプライヤーに対して経営アドバイスや施策紹介等を行う「ミカタプロジェクト」や、設備投資等に対する支援策（ものづくり補助金、新事業進出補助金の優先採択）の展開。
- サプライチェーンにおいて適切な価格転嫁が阻害されないよう、関係業界に対し要請。

①相談窓口の設置

- これまでのJETROに加え、政府系金融機関、商工団体、中小機構の各地域本部、各地の経済産業局など、**全国約1,000力所に相談窓口を設置**。
- 中小企業・小規模事業の皆様方の御懸念・御不安・御相談に、きめ細かく対応するとともに、関係業界への影響を調査・把握。

＜特別相談窓口の設置機関・設置数＞

設置機関	設置数
地方経済産業局	9
日本政策金融公庫	219
沖縄振興開発金融公庫	5
商工中金	102
信用保証協会	51
商工会議所	515
商工会連合会	47
中小企業団体中央会	47
よろず支援拠点	47
全国商店街振興組合連合会	1
中小企業基盤整備機構	10
日本貿易保険（NEXI）	2
合計	1,055

＜各地方局の窓口課＞

地域	主な窓口課
北海道局	総務企画部 国際課
東北局	地域経済部 製造産業課
関東局	産業部 製造産業課
中部局	産業部 産業振興課
近畿局	産業部 製造産業課
中国局	地域経済部 地域経済課
四国局	地域経済部 製造産業・情報政策課
九州局	地域経済部 製造産業課
沖縄事務局	経済産業部 地域経済課

②資金繰り・資金調達支援 ー資金繰り支援

セーフティネット貸付の要件緩和

- 日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ等の影響を受ける事業者にまで拡大。
- 「売上高前年同期比 5 %以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能とする。

官民金融機関への相談呼びかけ

- 金融庁・財務省等とともに官民金融機関に対し、資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、影響を受ける中小企業の相談に丁寧に対応するよう要請。

②資金繰り・資金調達支援 ー資金繰り支援

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

対象者

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

対象要件

- 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等
→特別相談窓口が設置された事象による影響を受けた場合、数値要件を満たさずとも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

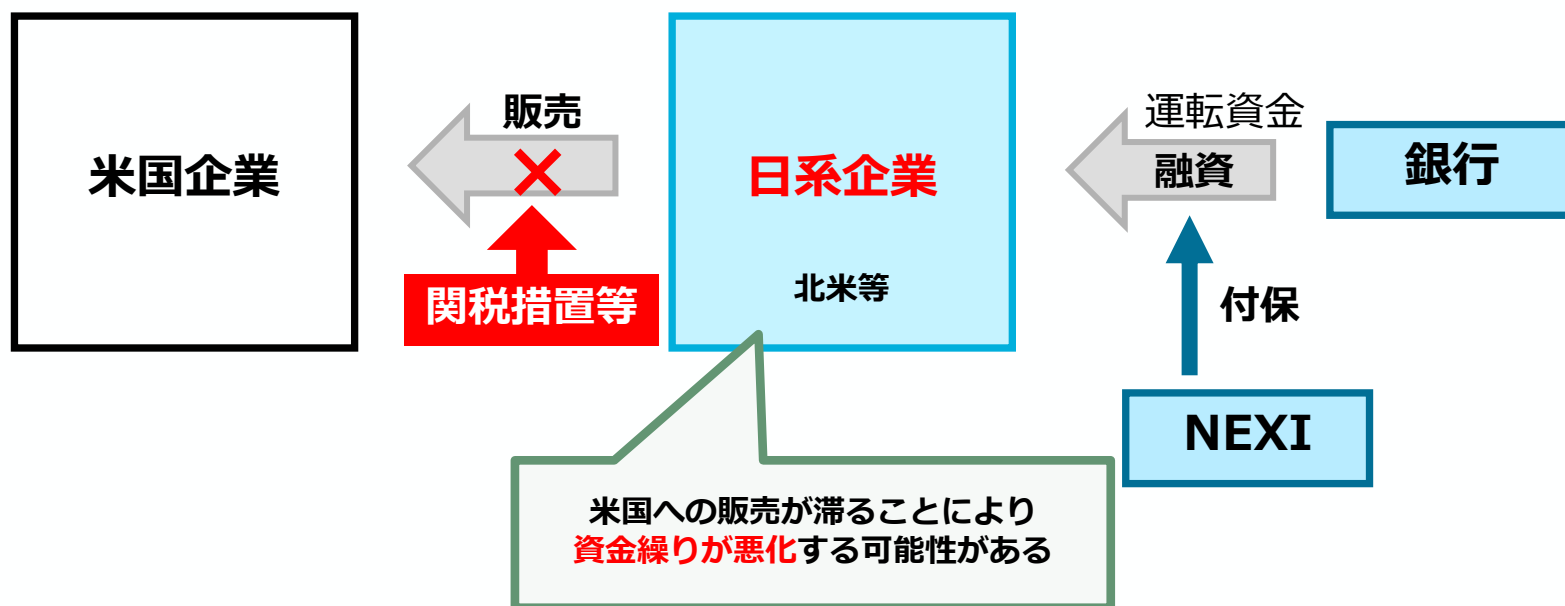
制度内容

- | | |
|---------|---|
| ➤ 対象資金 | 設備資金及び運転資金 |
| ➤ 貸付限度額 | 中小企業事業：7億2,000万円
国民生活事業：4,800万円 |
| ➤ 貸付期間 | 設備資金15年以内、運転資金8年以内 |
| ➤ 据置期間 | 3年以内 |
| ➤ 貸付利率 | 基準利率（中小企業事業：2.05%、国民生活事業：2.70%）＜令和7年4月現在＞
（※）貸付期間5年以内の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる |

②資金繰り・資金調達支援

一資金調達支援

- 自動車サプライチェーンをはじめとする日本企業海外子会社の資金繰り悪化等に対応するため、日本貿易保険（NEXI）の融資保険を通じて日本企業の資金調達を支援。



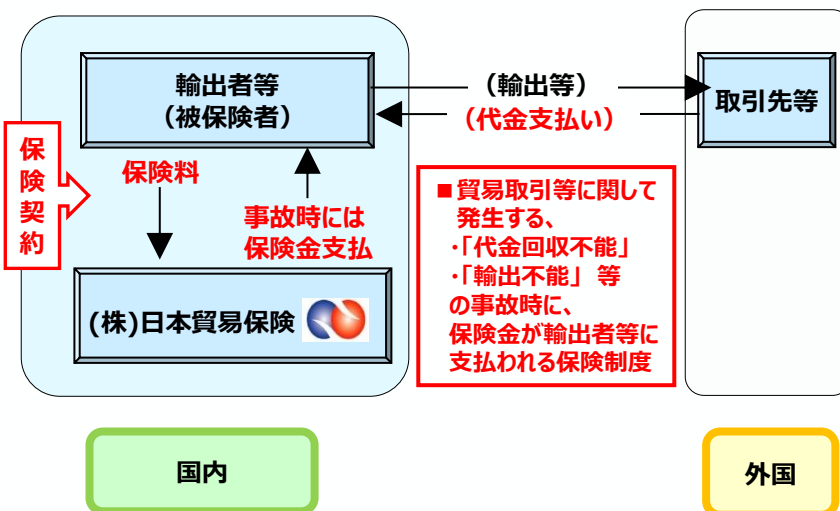
②資金繰り・資金調達支援

一資金調達支援

- 貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の対外取引において生じる民間保険では救済できないリスクをカバーするもの。株式会社**日本貿易保険（NEXI）**が提供。
- 保険金支払事由は、戦争・テロ、経済制裁等が対象となる一方で、一般的な輸入関税措置は保険金支払事由とならないところ、今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され、代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とする。

※関税措置決定前に有効な保険契約が対象。

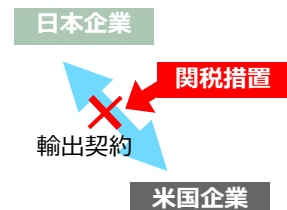
<貿易保険のスキーム>



<米国関税措置に関して保険金が支払われ得ると想定される事例>

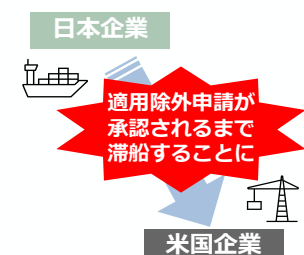
【ケース1】代金回収不能

- ・米国企業により輸出契約がキャンセルされ、代金回収が不能となった。
- ⇒ 回収不能となった損失について保険金を支払い。



【ケース2】輸送費用(滞船料等)の増加

- ・船積み後、関税適用除外の承認が下りるまでの間、現地の港にて滞船することになり、追加的な輸送費用（滞船料等）が発生。
- ⇒ 増加費用事故として追加費用部分の損失について保険金を支払い。



③中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化

- 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施。
- 「ものづくり補助金」（補助上限額最大4000万円、補助率1/2又は2/3）や、「新事業進出補助金」（補助上限額最大9000万円、補助率1/2）について、影響を受けた事業者が出てきた場合には、優先的に採択。

「ミカタプロジェクト」（経産省予算事業：令和7年度当初6.2億円）

全国各地の支援拠点（県産業振興機構や中小機構）による伴走支援



セミナー・実地研修



窓口相談対応



専門家派遣

ステップアップ

新事業進出等 に向けた 設備導入等への補助

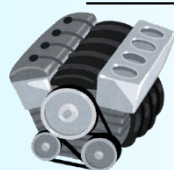


新事業進出等への補助により、
設備投資等を支援

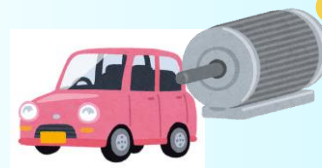
例）新事業進出補助金1,500億円
（既存基金の活用）
生産性革命推進事業3,400億円
等
（R6補正）

相談

中堅・中小自動車部品サプライヤー



例：エンジン部品の製造



例：EV関連部品、
電動車向け軽量部品の製造

攻めの業態転換・
事業再構築を実現

